

# オミクロン株対応ワクチン

**対象者** 新型コロナワクチンをすでに2回以上接種した方で、前回の接種日から5カ月以上経過した12歳以上の方。10月分の予約を受け付けています。

対象年齢	接種回数	使用するワクチン
12歳以上	初回（1・2回目）接種	従来型ワクチン
	3回目以降（追加接種）	<b>オミクロン株対応ワクチン</b> ファイザー社製（12歳以上） モデルナ社製（18歳以上）

**個別医療機関で接種**  
オミクロン株対応ワクチンの接種を実施しています。  
使用するワクチン／ファイザー社製  
予約方法／接種を希望する個別医療機関へ



10月12日時点の情報

## 集団接種会場で接種

接種会場／調布市役所診療所（市役所敷地内に新設）  
予約方法／コールセンターまたはインターネットで受け付け  
※予約なし接種は終了しました  
使用するワクチン／ファイザー社製  
接種時間／午前9時～午後5時30分（日により8時）



## 接種間隔の短縮

国では、5カ月としている接種間隔を3カ月に短縮する方向で検討し、10月下旬までに結論を得るとしています。詳細は決まり次第、市HPでお知らせします。

**集団接種の予約開始日 10月26日(水)午前9時**

11月中の予約枠を開放します。

予約対象者／接種間隔3カ月 → 前回接種を8月までに完了した方  
接種間隔4カ月 → 前回接種を7月までに完了した方  
接種間隔5カ月 → 前回接種を6月までに完了した方

## 従来型ワクチン

### 乳幼児（生後6カ月～4歳）の接種を開始します

使用するワクチン／乳幼児用ファイザー社製  
※1回目接種時に4歳だった方が、2・3回目接種時に5歳になった場合でも、乳幼児用ファイザー社製ワクチンを接種  
接種回数／3回 接種間隔／前回接種から2回目は3週間、3回目は8週間

#### 集団接種会場で接種

接種会場／保健センター（文化会館たづくり西館1階）  
予約開始日時／11月1日(火)午前9時から  
※2回目の接種日時は、1回目接種の3週間後の同じ曜日・同じ時間に自動的に予約。3回目の接種日時は、2回目接種の8週間後の同じ曜日・同じ時間に自動的に予約

#### 個別医療機関で接種

10月31日(月)の週から接種を開始します。接種を希望する医療機関に直接お問い合わせください。

#### 小児（5～11歳）の1～3回目接種

対象者／接種日時点で満5～11歳  
接種間隔／  
2回目接種は、1回目接種完了から3週間後  
3回目接種は、2回目接種完了から5カ月以上経過した5～11歳  
※1回目接種時に11歳だった方が、2回目接種時に12歳になった場合でも、小児用ファイザー社製ワクチンを接種  
使用するワクチン／小児用ファイザー社製（従来型）  
接種場所／①集団接種会場（保健センター（文化会館たづくり西館1階））②個別医療機関  
予約方法／①インターネットまたは市コールセンターへ電話②接種を希望する個別医療機関へ



## 全年齢共通

### 集団接種の予約方法

インターネットまたは市コールセンターへ電話  
（調布市新型コロナワクチンコールセンター）

# ☎0120-139-710

午前9時～午後5時  
※集団接種を実施する土・日曜日、祝日も開設



※ワクチン接種のために来庁する場合は市役所駐車場の利用はご遠慮ください

## 審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。車いすや手話通訳を希望する場合は要事前相談。状況により中止・延期・変更の場合あり

### 第2回障害者地域自立支援協議会全体会・障害者差別解消支援地域協議会

日11月10日(木)午前9時30分～正午（受付9時20分～）  
所市民プラザあくろすホール  
定当日先着5人  
調障害福祉課 ☎481-7094・☎481-4288

### 第239回東京都都市計画審議会

日11月18日(金)午後1時30分～  
所都庁内会議室  
定15人（多数抽選）  
調往復はがきに住所、氏名、電話番号を明記し、10月27日(木)（消印有効）までに〒163-8001東京都都市整備局都市計画課 ☎03-5388-3225（都市計画課）

## パブリック・コメント

### （仮称）調布市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要

意見の提出（案の公開）期間／11月1日(火)（必着）まで  
案の公開場所／意見の提出先、公文書資料室（市役所4階）、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）、各図書館・地域福祉センター（染地を除く）・公民館、教育会館（1階）、総合福祉センター、市HP  
意見の提出方法／直接（平日のみ）、または郵送・FAX・Eメール、インターネット専用フォームに、住所、氏名、意見を明記し、期限までに問い合わせ先に提出※各公共施設の意見提出箱にも提出可。各公共施設の開館状況は市HP参照、または要問い合わせ  
意見の提出先・調〒182-8511議会事務局（市役所4階） ☎481-7291  
☎481-5119・✉gikai@w2.city.chofu.tokyo.jp  
提出意見と市の考え方の公表／11月下旬頃に市HPなどでお知らせ

## ●新型コロナウイルス感染症対策基金へのご寄附をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止や地域医療体制の整備、市民生活への支援、地域経済の回復に活用します。寄附金は、所得税、住民税の寄附金控除の対象となります。調基金について／企画経営課 ☎481-7368、寄附手続きについて／管財課 ☎481-7173